

# 就職後の流れ

採用決定後に契約日(就労開始日)を決定します。

契約書・誓約書などの締結を行い、その後オリエンテーションにて、事業所、業務内容、研修についての説明を行います。

## 採用時に無資格の方

### 資格研修 (20時間)

- ・当事業所にて、資格研修(重度訪問介護従業者養成研修)を、定められたカリキュラムに沿って行います。  
(県からの事業所指定取得済)



### 職場研修

- ・資格研修と並行して、職場研修を行います。

#### 〈講義・座学〉

制度・法律・支援方法について、記録の書き方など

#### 〈介護技術研修〉

職員をモデルとし、職員同士での具体的な介護方法の研修を行います

#### 〈利用者様の把握〉

担当となって頂く利用者様の状況、状態、支援計画の把握をして頂きます



### 担当者同行による介護研修

- ・一通り、事業所での研修が終了したら、担当職員が同行し、利用者様宅にて介護研修を行います。
- ・担当職員が行う実際の介護・支援の様子を見学してもらいます。
- ・担当者が注意点等を説明しながら、研修を行います。
- ・疑問点などはその場で聞いて頂き、利用者様の介護を覚えて頂きます。



### 一人での介護

- ・担当者同行による研修が終わると、一人での介護を行って頂きます(通常介護)。
- ・疑問点や不安の解消のために、介護終了後、サービス提供責任者へ介護報告をして頂いています。
- ・また、介護で不安な部分や上手くできない部分があれば、研修や職員同士での練習を行い、問題無く、介護を行えるように職員へのフォローを行っています。

## 採用時に資格を持っている方 介護にブランクがある方

### 職場研修



### 担当者同行による介護研修



### 一人での介護

基本的には資格研修を省いた上記の流れで行います。

就職後に即、利用者の方の介護に入って頂くことはありません。

介護を行う上で必要な技術、知識の習得や、利用者の方の状況等の把握といった介護を行う上でのしっかりとした準備をして頂いてから、介護を行って頂いています。

